

笠岡市立北川小学校 校内ルール

令和元年度

法令を遵守し、教育公務員としての自覚を持ち服務規律の徹底に努める。
保護者、地域の方に対する言葉づかいに留意するとともに、連携・交流に努める。

1 録音・録画機器

①デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等撮影機器

- ・児童を撮影する場合は、学校備品とした登録されたものを使用し、撮影したデータは、校外に許可なく持ち出さない。
- ・撮影に際しては、誤解を招くことのないように留意する。
- ・情報公開に関して、配慮を要する児童に留意する。

2 わいせつ、セクハラ

①児童、保護者とスマホ・携帯電話等での連絡をしない。また、メールやLINEでの連絡も同様。

- ・連絡が必要な場合には、原則、公用の電話を使用する。

②児童への生徒指導を行う場合には、複数対応を原則とする。密室での指導は行わない。

- ・指導を受ける児童への配慮のため(他の児童から見られない場所の確保)、個室で指導を必要とする場合は、相談する。
- ・児童生徒への個別面談や個別の学習指導の際も誤解を招くことのないように留意する。

③自家用車での児童送迎は、原則禁止。

3 体罰

①身体に対する侵害を内容とする体罰は厳禁。また、暴言などにより精神的な苦痛を与えることのないように留意する。

4 情報管理

①児童名、住所、写真など個人情報の取り扱いには、十分留意する。特に、個人情報取扱不同意者には注意する。

5 学校徴収金

①給食費・教材費等の学年集金は、速やかに金額を確認する。

過不足の場合は、その日のうちに保護者に連絡する。

集金は、業者等に速やかに支払いをする。

③学年会計簿は、入出金の都度記録。請求書、領収書を添付のこと。

6 施設管理

①学校施設の安全点検は、毎月行う。また、危険個所を発見した教職員は、管理職に報告をする。

②学校備品の故障、破損、紛失の場合も管理職に報告をする。

③施設の施錠電気等 通常教室……各担任 特別教室……使用者 日直が最終確認する。